●1　受信機

(1) 設置場所等

ア　高温、高湿、振動等により受信機の機能に障害を与えない場所に設置すること。

イ　操作に必要な空間を次により確保すること。

(ｱ)　操作面の前面に 1mの空間

(ｲ)　背面に点検用の扉のあるものは、点検に必要な空間

ウ　壁面、床等に強固に固定すること。

エ　規則第 24 条第 1 項第 2 号トの「受信機のある場所相互間で同時に通話することのできる設備」（以下「相互通話装置」という。）とは、次のものをいう。

(ｱ)　発信機（P型 1 級、T型）

(ｲ)　非常電話

(ｳ)　インターホン

(ｴ)　構内電話で、緊急割り込み機能を有するもの

オ　1 棟の防火対象物は、1 台の受信機で警戒すること。ただし、同一敷地内に複数の防火対象物があり、常時人のいる場所の制限がある場合は、同一管理権原の防火対象物に限り受信機を 1 台として一括警戒とすることができる。ただし、P型 2 級にあっては、防火対象物間に相互通話装置を設けた場合に限る。

カ　同一室内に 2 以上の受信機が設けられている場合は、当該受信機に相互通話装置を設けないことができる。

キ　放送設備を設ける場合は受信機と併設し、受信機の表示等を確認しながら放送設備の操作ができるようにすること。

◇キ平成 24 年 1 月 1 日改訂

ク　受信機の設置場所と宿直室等が異なる場合は、宿直室等に副受信機を設けること。

◇ク平成 24 年 1 月 1 日追加

(2) 常用電源は、次によること。

ア　交流電源

(ｱ)　定格電圧が、60Vを超える受信機の金属製外箱には接地工事を施すこと。

(ｲ)　電源は、専用回路とすること。

イ　直流電源

蓄電池設備を常用電源とする場合は、蓄電池設備の基準（昭和 48 年告示第 2 号）に適合するもの（認定品）を使用すること。

(3) 非常電源は、次によること。

◇非常電源の例によるほか、受信機の予備電源が規定の容量を越える場合は、非常電源を設けないことができる。

(4) 警戒区域は、次によること。

ア　2 以上の独立した建築物に渡らないこと。

イ　表示部には、警戒区域、その名称が適正に表示されること。

ウ　一つの表示窓で、2 以上の警戒区域を表示しないこと。

エ　警戒区域は、防火区画等にまたがらないよう設定されていること。

オ　警戒区域の設定は、次によること。

(ｱ)　警戒区域が 2 の階にわたる場合は、2 の階にわたる警戒区域内のいずれかに感知器の作動状況を容易に確認できる階段があること。なお、この場合における階数に算入されない小屋裏、塔屋及び地階については、その面積を算入するものとし、天井裏等にあっては、感知器の作動状況を容易に確認できる点検口を設けること。

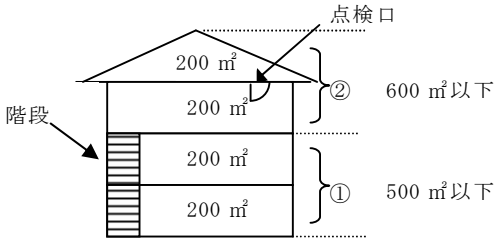

◇(ｱ)平成 26 年 1 月 1 日改訂

(ｲ)　階段、傾斜路等にあっては、高さ 45m以下ごとに一つの警戒区域とすること。ただし、地階（地階の階数が 1 の対象物を除く。）の階段、傾斜路等は、別の警戒区域とすること。

(ｳ)　階段、傾斜路、エレベーター昇降路、パイプシャフトその他これらに類する場所が同一防火対象物に 2 以上ある場合で、水平距離 50mの範囲内にあるものは、同一警戒区域とすることができる。

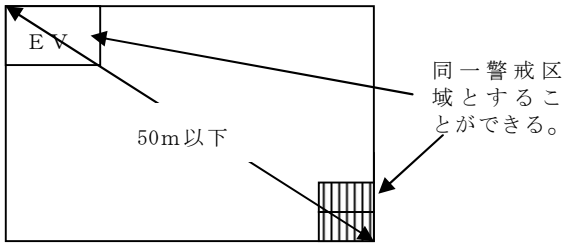

(ｴ)　階数が 2 以下の防火対象物の階段及び廊下、通路等は、当該階の居室等の警戒区域とすることができる。

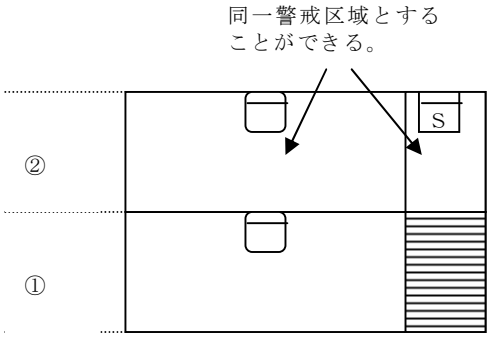

(ｵ)　各階の階段が、それぞれ 5m未満の範囲内で異なった位置に設けられている場合は、同一階段として警戒できるものであること。

(ｶ)　円形、多角形等の防火対象物における令 21 条 2 項 2 号の「1 辺の長さ」は、次によること。

①　内側又は外側に居室等がある場合は、円形通路の外半周を 1 辺とする。

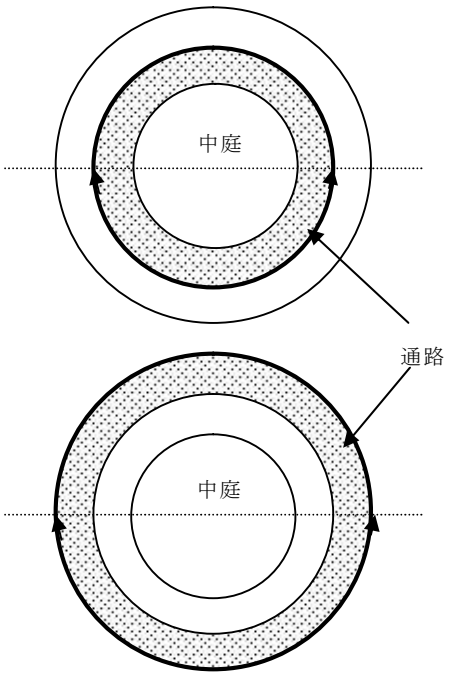

② 壁、通路等によって区画された部分がない場合

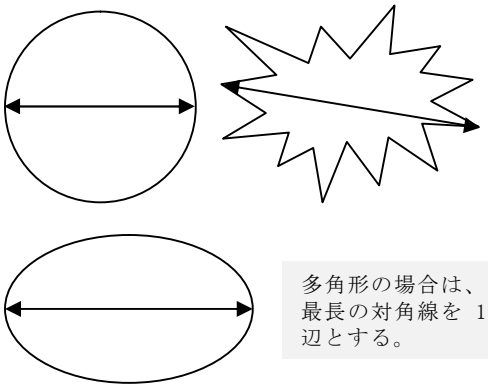

多角形の場合は、最長の対角線を 1 辺とする。

(ｷ) 警戒区域の面積は、感知器の設置が免除されている便所、浴室等の場所も含めて算出するが、軒下等で外気の流通する場所により感知器を設けない部分（開口部から 5mの範囲）及び別の警戒区域となる階段やダクト等の部分は、警戒区域の面積に含めないものであること。なお、警戒区域の算出にあたっては、壁等の中心線を境界線として面積を算出すること。

(ｸ) 警戒区域の境界は、間仕切りのない大空間を除き、廊下、通路、壁、防火区画等とすること。なお、原則として関連する部屋（厨房と配膳室等）は、同一警戒区域にまとめること。

(ｹ) 令第 21 条第２項第２号の「主要な出入口」とは、常時使用される室内外の出入口であって、直接屋外又は廊下に直結している場合をいう。具体的には、学校の講堂や体育館のフロアー部分、劇場や観覧場の客席部分等が該当する。したがって倉庫、工場及び事務所等は、収容物、機械及びロッカー等により見通すことができないので該当しないものである。

(ｺ) 警戒区域番号は、原則として下階より上階へ、受信機に近い場所から遠い場所へと順に付すこと。

●２　感知器

(1) 取付面等

ア　規則第 23 条第 4 項の取付面の高さとは、取付面の最頂部と同最低部の平均によること。ただし、倉庫等で、通常時において出火が予想される収容物が床面よりも高い位置にあるものは、この限りでない。

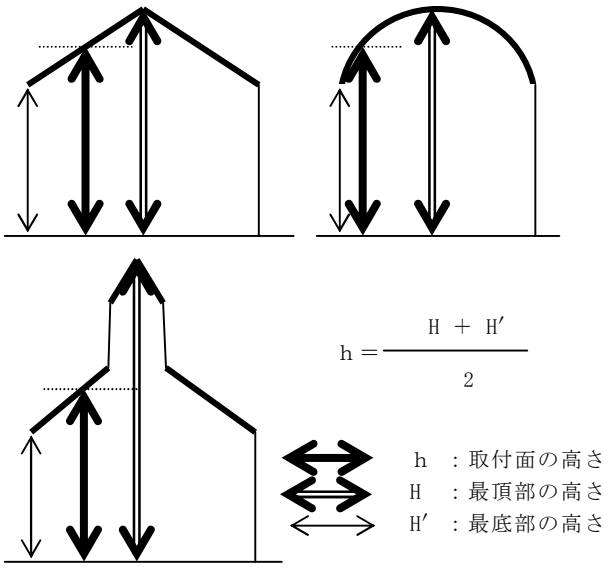

$$h = \frac{H + H'}{2}$$

h　：取付面の高さ
H　：最頂部の高さ
H′：最底部の高さ

イ　ルーフデッキ等の取付面に段差がある場合の取付面の高さは、次図の H1 によること。又、同様な場合における規則第 23 条第 4 項第 3 号ロで規定する梁の深さは、梁と天井面との隙間の有無に係らず次図 H2 によること。ただし隙間 t が 20cm 以上ある場合は、同一感知区域とすることができるものであること。

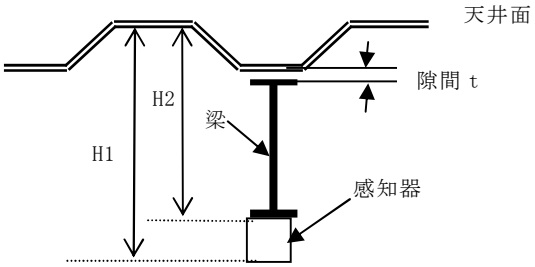

◇イ但し書き平成 24 年 1 月 1 日追加

(2) 次図のように傾斜角度が 3／10（次図のｂ／ａによる。）以上の傾斜天井に感知器を設ける場合は、頂部が密となるようにすること。

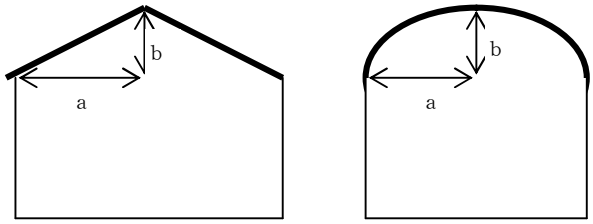

(3) 規則第 23 条第 4 項第 1 号ロで規定する「上屋その他外部の気流が流通する場所」とは、次図のとおり開放面から 5m以内の部分をいう。ただし、開放されている部分であっても0.6m以上の深さの梁等により有効に火災を感知することができる場合は、この限りでない。

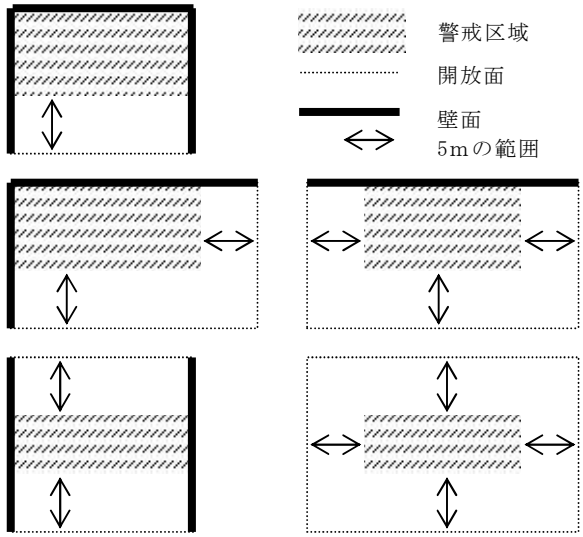

(4) 換気口等の吹出し口付近に設ける感知器（差動式分布型、光電式分離型及び炎感知器を除く。）は、次によること。ただし、吹出し方向が限定されていて、感知器に直接気流が当たらないものは、この限りでない。

ア　換気口等の吹出し口が天井にある場合は、当該吹出し口から次図のとおり 1.5m以上離れた位置に設けること。

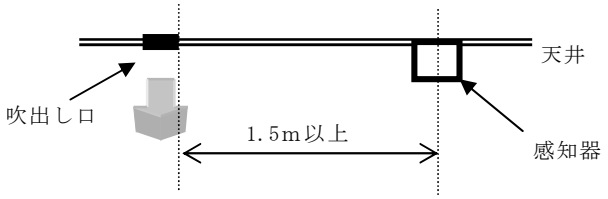

イ　換気口等の吹出し口が壁面にあって、次図のとおり当該吹出し口が天井から1m以上ある場合で、感知器に直接気流が当たらないものは、当該吹出し口から1.5m以内とすることができる。

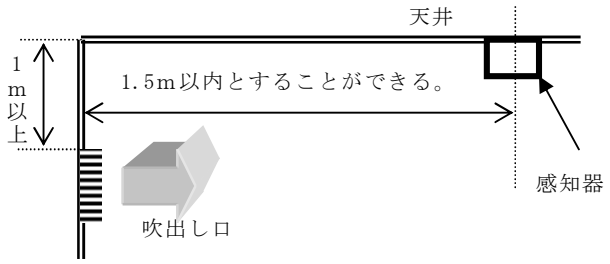

ウ　煙感知器にあっては、上記ア及びイのほか換気口等の吸入口付近に設けること

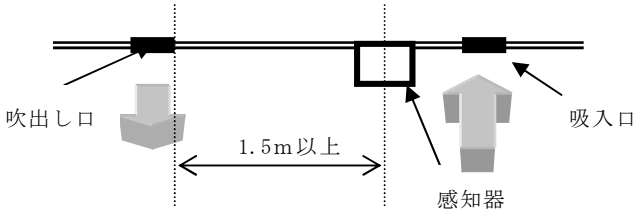

⑸ スポット型感知器は、水平面に対して45度以上傾けないこと。

⑹ 感知器の選択基準は、規則第23条の規定によるほか、次により設置場所の環境に適応する感知器を設置すること。

◇　自動火災報知設備

ア　煙感知器、熱煙複合式スポット型感知器及び炎感知器を設けない場所（規則第 23 条第 4 項第 1 号ニ(ｲ)から(ﾄ)及びホ(ﾊ)に掲げる場所）は、次表 1 に掲げる設置場所に適応する感知器を設けること。

表 1

設置場所			適応感知器									炎感知器	備考
環境状態		具体例	差動式スポット型		差動式分布型		補償式スポット型		定温式		熱アナログ式スポット型		
			1種	2種	1種	2種	1種	2種	特種	1種			
規則23条第4項1号ニ(イ)から(ト)及びホ(ハ)に掲げる場所	塵埃、微粉等が多量に滞留する場所	ごみ集積所、荷捌き所、塗装室、紡績・製材・石材等の加工等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1　規則第 23 条第５項第６号の規定による地階、無窓階及び 11 階以上の部分では、炎感知器を設置しなければならないとされているが、炎感知器による監視が著しく困難な場合等については、令第 32 条を適用して、適応熱感知器を設置できるものであること。 2　差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部に塵埃、微粉等が侵入しない措置を講じたものであること。 3　差動式スポット型感知器又は補償式スポット型感知器を設ける場合は、塵埃、微粉等が侵入しない構造のものであること。 4　定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと。 5　紡績・製材の加工場等火災拡大が急速になるおそれのある場所に設ける場合は、定温式感知器にあっては特種で公称作動温度 75℃以下のもの、熱アナログ式スポット型感知器にあっては火災表示に係る設定表示温度を 80℃以下としたものが望ましいこと。
	水蒸気が多量に滞留する場所	蒸気洗浄室、脱衣室、湯沸室、消毒室等	○	○	×	○	×	○	○	○	○	×	1　差動式分布型感知器又は補償式スポット型感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること。 2　差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部に水蒸気が侵入しない措置を講じたものであること。 3　差動式スポット型感知器、補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること。
	腐食性ガスが発生するおそれのある場所	メッキ工場、バッテリー室、汚水処理場等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	1　差動式分布型感知器を設ける場合は、感知部が被覆され、検出部が腐食性ガスの影響を受けないもの又は検出部に腐食性ガスが侵入しない措置を講じたもの 2　補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、腐食性ガスの性状に応じ、耐酸型又は耐アルカリ型を使用すること。 3　定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと。

設置場所		適応感知器									炎感知器	備　　考
環境状態	具体例	差動式スポット型		差動式分布型		補償式スポット型		定温式		熱アナログ式スポット型		
		1種	2種	1種	2種	1種	2種	特種	1種			
規則23条第4項1号ニ(イ)から(ト)及びホ(ハ)に掲げる場所	厨房その他正常時において煙が滞留する場所	厨房、溶接作業所等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	厨房、調理室等で高温度となるおそれのある場所に設ける感知器は、防水型を使用すること。
	著しく高温となる場所	乾燥室、殺菌室、ボイラー室、鋳造場、映写室、スタジオ等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	
	排気ガスが多量に滞留する場所	駐車場、荷物取扱所、車路、発電機室、トラックヤード、エンジンテスト室等	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	1　規則第23条第5項第6号の規定による地階、無窓階及び11階以上の部分では、炎感知器を設置しなければならないとされているが、炎感知器による監視が著しく困難な場合等については、令第32条を適用して、適応熱感知器を設置できるものであること。 2　熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は60℃以下であること。
	煙が多量に流入するおそれのある場所	配膳室、厨房の前室、ダムウェーター、厨房周辺の廊下及び通路、食堂等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	1　固形燃料等の可燃物が収納される配膳室、厨房の前室等に設ける定温式感知器は、特種のものが望ましいこと。 2　厨房周辺の廊下及び通路、食堂等については、定温式感知器を使用しないこと。 3　上記2の場所に熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は60℃以下であること。
	結露が発生する場所	スレート又は鉄板で葺いた屋根の倉庫、地下倉庫、冷凍室の周辺等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	1　差動式スポット型感知器、補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること。 2　補償式スポット型感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること。
	火を使用する設備で火炎が露出するものがある場所	ガラス工場、キューポラのある場所、溶接作業所、鋳造所、鍛造所等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	※キューポラ：最も一般的な鋳鉄用溶解炉、外側は鋼板で円筒形に作り，内側を耐火煉瓦で裏張りしてある。

注1　○印は当該場所に適応することを示し、×印は当該設置場所に適応しないことを示す。
2　設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（炎感知器にあっては公称監視距離の範囲）が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
3　差動式スポット型、差動式分布型及び補償式スポット型の1種は感度が良いため、非火災報の発生については、2種に比べて不利な条件にあることに留意すること。
4　差動式分布型3種及び定温式2種は、消火設備と連動する場合に限り使用できること。
5　多信号感知器にあっては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれも表1により適応感知器とされたものであること。

◇　自動火災報知設備

イ　次表２の場所に設置する感知器は、同表に掲げる設置場所に適応する感知器を設けること。
表２

設置場所＼感知器の種別		煙感知器		熱煙複合式感知器	炎感知器	熱感知器	
		煙アナログ	同左以外			熱アナログ式スポット	同左以外（高感度）
1	階段・傾斜路	○	○				
2	廊下・通路（令別表第１(1)項～(6)項、(9)項、(12)項、(15)項、(16)項イ、(16)の２項、(16)の３項に限る。）	○	○	○			
3	エレベーターの昇降路・リネンシュート・パイプダクト・その他これらに類するもの	○	○				
4	遊興のための設備又は物品を客に利用させる役務の用に供する個室（これに類する施設を含む。）（令別表第１(2)項二、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物（同表(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物にあっては、同表(2)項二に掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。）の部分に限る。）	○	○	○			
5	感知器を設置する区域の天井等の高さが 15m 以上 20m未満の場所	○	○		○		
6	感知器を設置する区域の天井等の高さが 20m 以上の場所				○		
7 ※2	左欄 1～6 の場所以外の地階、無窓階、11 階以上の部分(令別表第１(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(15)項、(16)項イ、(16)の２項、(16)の３項)	○	○	○	○		
8 ※3	左欄 1～7 の場所以外の地階、無窓階、11 階以上の階（令別表第１(5)項ロ、(9)項ロ、(10)項～(14)項、(16)項ロ、(17)項）	○	○	○	○	○ ※1	○ ※1
9	左欄 1～8 の場所以外の場所（1 階～10 階までの無窓階でない階）（廊下(左欄２に掲げる防火対象物の廊下を除く)、便所、その他これらに類する場所を除く）	その使用場所に適応する感知器					

注１　※1 の感知器は、差動式又は補償式にあっては１種又は２種、定温式にあっては、特種又は１種（公称作動温度 75℃以下のものに限る。）のもの及び熱アナログ式にあっては、火災表示に係る表示温度等が 75℃以下であること。
２　７欄の地階、無窓階、11 階以上の部分には、２欄に掲げる防火対象物以外の廊下、通路を含むものであること。
３　８欄の地階、無窓階、11 階以上の部分には、２欄及び７欄に掲げる防火対象物以外の廊下・通路を含むものであること。
４　７欄及び８欄により廊下・通路に設ける感知器は、２欄に掲げる種別のものであること。

ウ　前表２に掲げる場所のうち、環境状態が次表３に掲げる場所で非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがある場合は、表２中１から６の場所にあっては表３中の適応煙感知器又は炎感知器を、７及び８の場所にあっては表３中の適応熱感知器、適応煙感知器又は炎感知器を設置すること。

表３

設置場所		適応熱感知器					適応煙感知器						炎感知器	備考
環境状態	具体例	差動式スポット型	差動式分布型	補償式スポット型	定温式	熱アナログ式スポット型	イオン化式スポット型	光電式スポット型	イオン化アナログ式スポット型	光電アナログ式スポット型	光電式分離型	光電アナログ式分離型		
喫煙による煙が滞留するような換気の悪い場所	会議室、応接室、休憩室、楽屋、娯楽室、喫茶室、飲食室、待合室、キャバレー等の客室、集会場、宴会場等	○	○	○				○※		○※	○	○		
就寝施設として使用する場所	ホテルの客室、宿泊室、仮眠室等						○※	○※	○※	○※	○	○		
煙以外の微粒子が浮遊している場所	廊下、通路等						○※	○※	○※	○※	○	○	○	
風の影響を受けやすい場所	ロビー、礼拝堂、観覧場、塔屋にある機械室等		○					○※		○※	○	○	○	
煙が長い距離を移動して感知器に到達する場所	階段、傾斜路、エレベーターの昇降路等							○		○	○	○		光電式スポット型又は光電式スポット型アナログ式の場合は、当該感知器回路に蓄積機能を有しないこと。
燻焼火災となるおそれのある場所	電話機械室、通信機械室、電算機室、機械制御室							○		○	○	○		
大空間で、かつ、天井が高いことにより熱及び煙が拡散する場所	体育館、航空機の格納庫、高天井の倉庫・工場、観覧席上部で、感知器の取付高さが８m以上の場所		○								○	○	○	

注１　○印は当該場所に適応することを示す。
２　※印は、当該設置場所に煙感知器を設ける場合は、当該感知器回路に蓄積機能を有することを示す。
３　設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（光電式分離型感知器にあっては光軸、炎感知器にあっては公称監視距離の範囲）が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
４　差動式スポット型、差動式分布型、補償式スポット型及び煙式（当該感知器回路に蓄積機能を有しないもの）の１種は感度が良いため、非火災報の発生については２種に比べて不利な条件にあることに留意すること。
５　差動式分布型３種及び定温式２種は消火設備と連動する場合に限り使用できること。
６　光電式分離型感知器は、正常時に煙等の発生がある場合で、かつ、空間が狭い場所に適応しない。
７　大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所で、差動式分布型又は光電式分離型２種を設ける場合にあっては 15m未満の天井高さに、光電式分離型１種を設ける場合にあっては 20m未満の天井高さで設置するものであること。
８　多信号感知器にあっては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが表３により適応する感知器とすること。
９　蓄積型の感知器又は蓄積式の中継器若しくは受信機を設ける場合は、規則第 24 条第７号の規定によること。

エ　補償式スポット型又は定温式の性能を有する感知器の公称定温点又は公称作動温度（2 以上の公称作動温度を有するものは、最も低い公称作動温度）は、感知器の設置場所の正常時における最高周囲温度よりも 20℃以上高いものとすること。

オ　複合式の感知器の取付け高さの上限は、低い方の高さを基準とすること。

カ　工場、倉庫等で足場が容易に確保できない場所や、電車車庫等の危険が伴う場所で、維持管理が十分期待できない場合は、差動式分布型、差動式スポット型と試験器の組み合わせ、自動試験機能対応型感知器等により試験可能なものとすること。

キ　高圧の変電設備の上部、ホテルの客室、テナントビル、病院の病室等点検時間等に制限を受けたり、点検しにくいおそれのある場所には、自動試験機能対応型感知器を設けることが望ましいこと。

(7) 特殊な場所の感知区域等

ア　梁と天井の間に次図のような開口がある場合においては、同一の感知区域とすることができる。

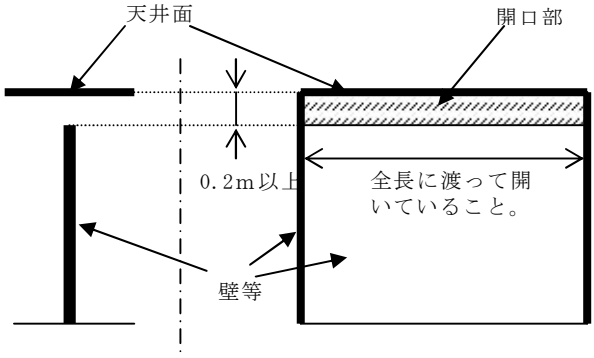

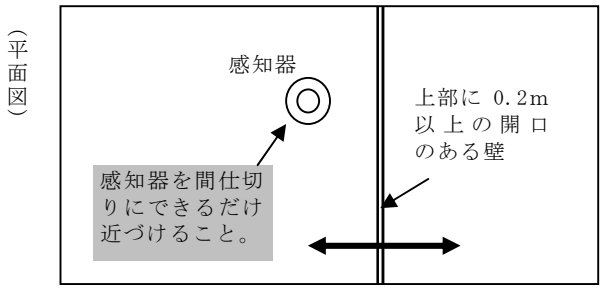

同一感知区域とすることができる。

イ　梁の一部に次図のような開口がある場合において、感知器が当該開口部から 1m以内に設置してある場合は、同一感知区域とすることができる。

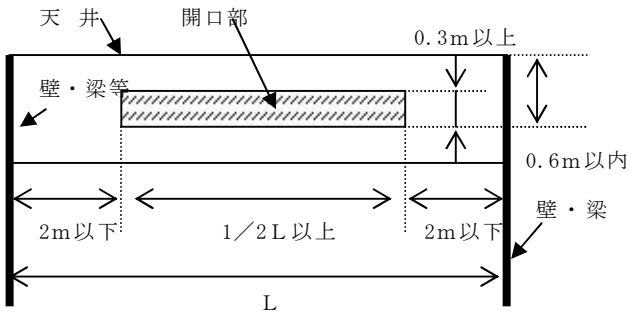

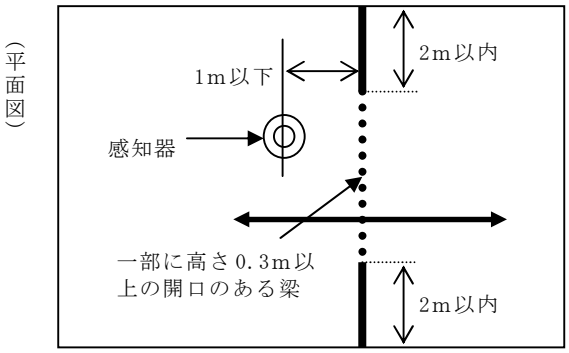

同一感知区域とすることができる。

ウ　細長い居室等に熱式スポット感知器を設置する場合は、次図のように次表による歩行距離（◇消火器具●5 設置単位等(2)参照）以下となるように設置すること。

構造 ＼ 感知器種別 ＼ 取付間隔		歩行距離Ｌ（m）	
		耐火	その他
差動式スポット	1 種	15	10
	2 種	13	8
補償式スポット	1 種	15	10
	2 種	13	8
定温式スポット	1 種	13	8
	2 種	10	6
熱アナログ式スポット		13	8

エ　廊下及び通路等に煙感知器を設置する場合は、次図のように歩行距離 30m以下（3 種にあっては、20m）となるように設置すること。

なお、廊下及び通路等の歩行距離は、原則として中心線に沿って計測すること。

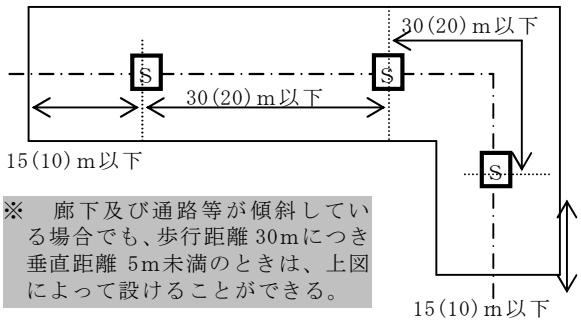

※　廊下及び通路等が傾斜している場合でも、歩行距離 30mにつき垂直距離 5m未満のときは、上図によって設けることができる。

オ　10m以下の廊下及び通路等又は廊下及び通路等から階段に至る歩行距離が 10m以下の場合は、煙感知器を設けないことができる。

カ　地階の廊下及び通路等に煙感知器を設置する場合に、1m以上の梁等がある場合は、歩行距離によるほか、隣接する両側の 2 感知区域までを限度として感知器を設けること。

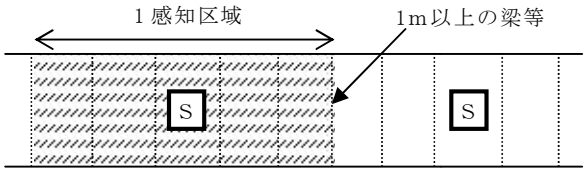

キ　梁等の深さが熱式スポットにあっては、0.4m（その他の感知器にあっては、0.6m）以上 1m 未満の小区画が連続してある場合は、次の表の面積範囲以内を同一感知区域とすることができる。

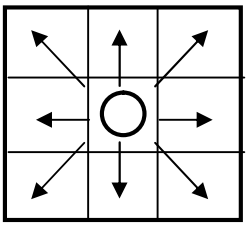

感知器

0.4（0.6）m～1m 未満の梁

隣接同一感知範囲

各区画は図のように隣接していること。

(ｱ)　熱式スポット

感知区域 / 感知器種別 / 構造		隣接区画合計面積(㎡)	
		耐火	その他
差動式スポット	1種	20	15
	2種	15	10
補償式スポット	1種	20	15
	2種	15	10
定温式スポット	1種	15	10
	2種	13	8
熱アナログ式スポット		15	10

(ｲ)　煙感知器

取付面高さ / 感知器種別	隣接区画合計面積（㎡）			
	4m未満	4m以上8m未満	8m以上15m未満	15m以上20m未満
1種	60	60	40	40
2種	60	60	40	—
3種	20	—	—	—

ク　1つの小区画が隣接してある場合は、次によることができる。なお、この場合においては、当該小区画の面積も当該感知器の感知面積に含まれるものであること。

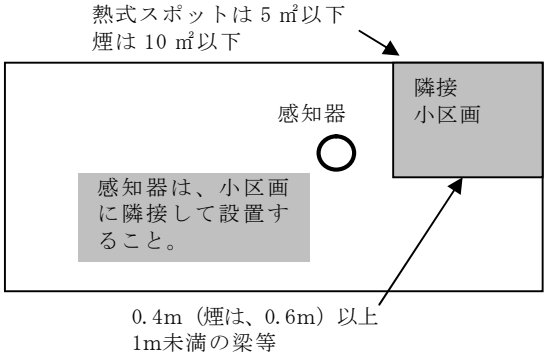

ケ　段違い天井の場合で、熱式スポット型感知器にあっては、0.4m未満、その他の感知器にあっては 0.6m未満の段差である場合は、同一感知区域とすることができるほか、次によることができる。

(ｱ)　熱式スポット

①　居室等の幅が 6m未満の場合

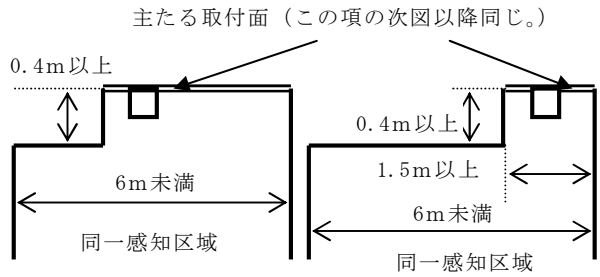

②　居室等の幅が 6m以上の場合

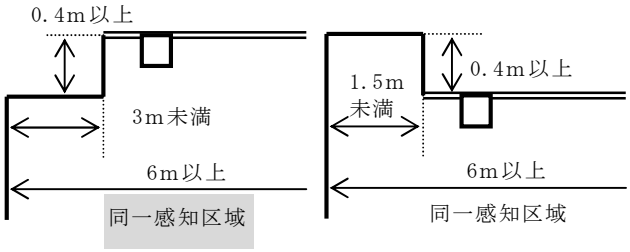

③　段違い天井が中央にある場合

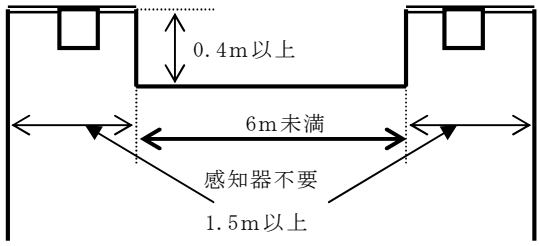

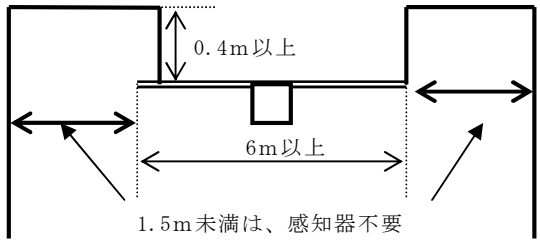

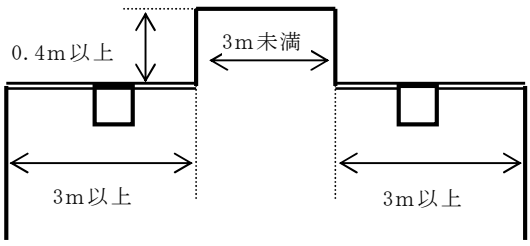

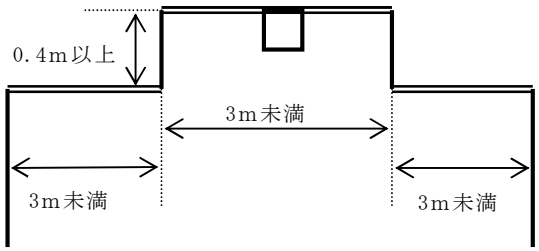

※　段違い天井面で感知器の取付面の幅が 1.5m 以上 3m未満の細長い場合は、前ウの細長い居室等の例によること。

◇　自動火災報知設備

⑴　煙感知器

①　居室等の幅が 6m未満の場合

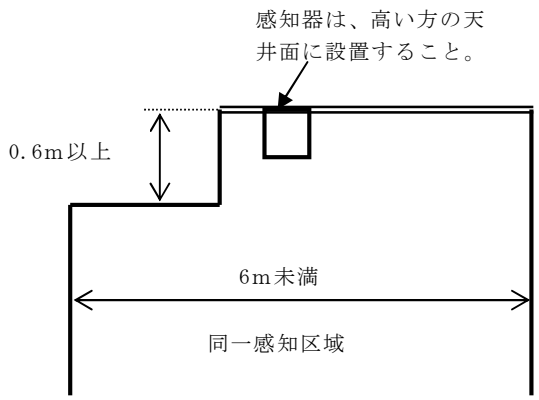

②　居室等の幅が 6m以上の場合

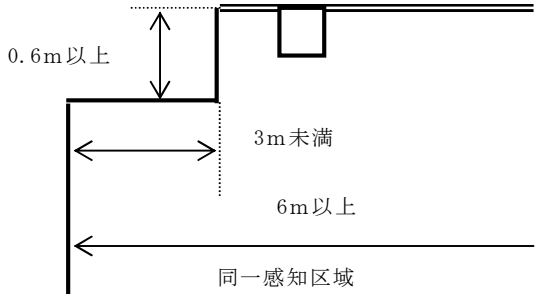

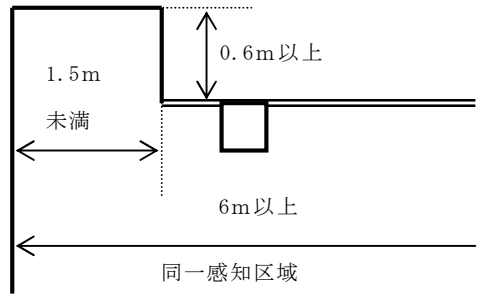

③　段違い天井が中央にある場合

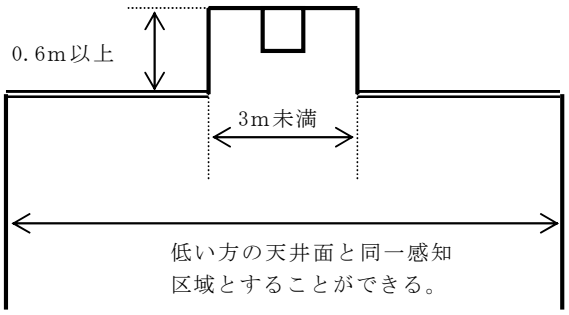

※　段違い天井面で感知器の取付面の幅が 1.5m以上 3m未満の細長い場合は、前オの廊下及び通路等の例によること。

コ　傾斜天井の越屋根部分は、次図によること。

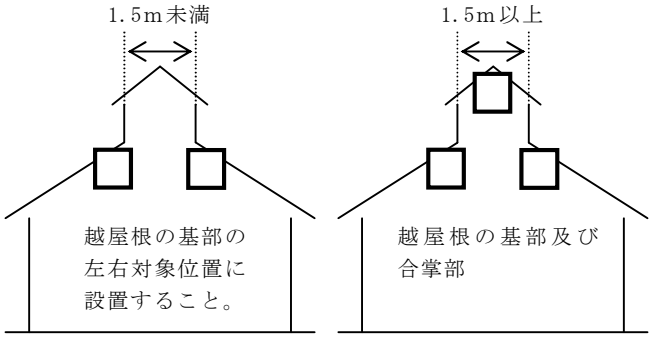

サ　次図のように取付面から 0.5m未満の部分に棚又は張り出し等がある場合、当該棚又は張り出しの上部天井面には、感知器を設けないことができる。

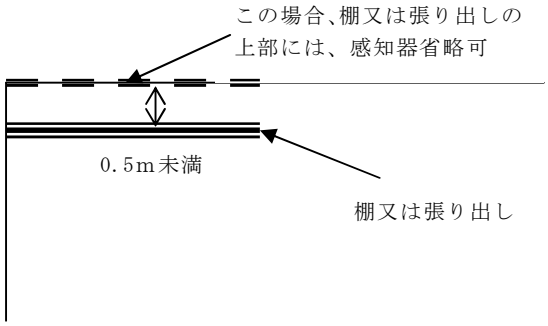

シ　その他の例、感知器によるものは、社団法人自動火災報知機工業会発行の「工事基準書」によること。

⑻　施行令・規則によるもののほか感知器の設置をしないことができる場所

ア　不燃材料で造られている防火対象物又はその部分で、出火源となる設備や物資がなく、出火のおそれが著しく少なく、延焼拡大のおそれがないと認められるもので、かつ、次の各号に掲げるもの。

⑺　浄水場、汚水処理場等の用途に供する建築物で、内部の設備が水管、貯水池又は貯水槽のみのもの（要特例申請）

⑴　屋内プールの水槽部分、プールサイド部分（売店・休憩室等の付属施設を除く。）及び屋内アイススケート場のスケートリンクの滑走部分の上部の部分

⑼　抄紙工場、清涼飲料等の工場で、洗びん、充填場の部分（要特例申請）

⑴　不燃性の金属、石材等の加工工場で、可燃性のものを収納又は取り扱わない部分（要特例申請）

⑶　便所（ヒーター等が設置されているものを除く。※平成 19 年 4 月 23 日新消指第 97 号消防局設備保安課長通知参照）、便所に付随した 1 ㎡以上のＳＫ（内部にトイレットペーパー等の可燃物を収容するもので、スプリンクラーヘッド未設置部分を除く。）、浴室及びこれらに類するもの。

なお、便所の範囲とは、正当な理由なく立ち入った場合において軽犯罪法（昭和 23 年 5 月 1 日法律第 39 号）第 1 条第 23 号が適用される場合がある部分をいう。

◇⑶後段平成 24 年 1 月 1 日追加

イ　金庫室（貸金庫、書庫等は含まれない。）で、その開口部に甲種防火設備又はこれと同等以上の防火措置を設けているもの

ウ　恒温室、冷蔵室等で、通常の感知器により難い場合であって、当該場所において異常な温度上昇

を早期に警報できる自動温度調整装置を設けてあるもの　　◇ウ平成27年1月1日改訂

エ　建基法に規定する準耐火建築物の天井裏、小屋裏等で、不燃材料の壁、天井及び床で区画された部分

オ　電力の開閉所（電力の開閉に油入開閉器を設置するものを除く。）で主要構造部を耐火構造とし、かつ、屋内に面する天井（天井のない場合は、屋根）、壁及び床が不燃材料で造られているもの。（要特例申請）

カ　常時監視されている刑務所、拘置所等の収監施設部分

キ　金属等を溶融、鋳造等をする設備がある場所で、感知器により有効に火災を感知できない場所

ク　パイプシャフト、押入、物入及び物置等で、水平断面積が1㎡未満の部分

ケ　天井裏と一体となっているパイプシャフトは次によること。

(ｱ) 主要構造部を耐火構造とした場合又は天井裏に面する部分の仕上げを不燃材料とした2㎡未満のパイプシャフト等の部分（その部分に蓄電池設備等の火気使用設備・器具及びその他物品の存置がない場合に限る。）には感知器を設置しないことができる。

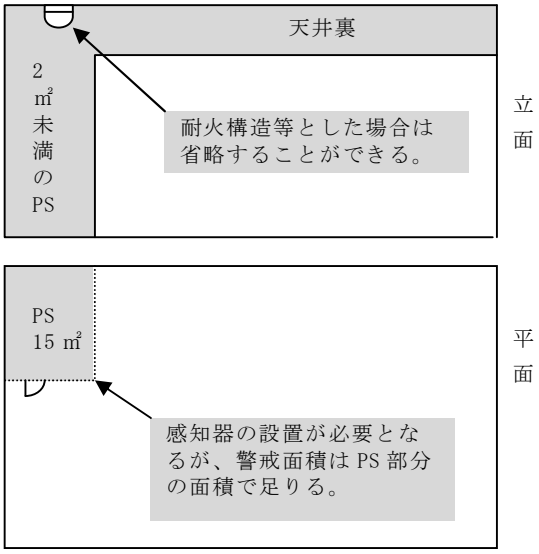

耐火構造等の例

(ｲ)　上記(ｱ)においてパイプシャフト部分の面積が2㎡以上の場合は、感知器を設置する必要があるが、当該感知器の警戒面積は、当該パイプシャフトと認められる部分の面積で足りるものであること。

(ｳ)　耐火構造等以外、かつ、天井裏の離隔が50cm未満で、パイプシャフト等と天井裏が一体となっている場合は、当該パイプシャフト等の面積が1㎡以上で感知器の設置が必要となるが、当該感知器の警戒面積については、耐火構造等の例と同様にその部分の面積で足りるものであること。

(ｴ)　耐火構造等以外で、パイプシャフト等と天井裏が一体となっている場合は、当該パイプシャフト等の面積が1㎡以上でその部分にも感知器の設置が必要となるが、当該感知器の警戒面積については、耐火構造等の例と同様に、その部分の面積で足りるものであり、その部分の面積は天井裏の警戒面積から減ずることができる。

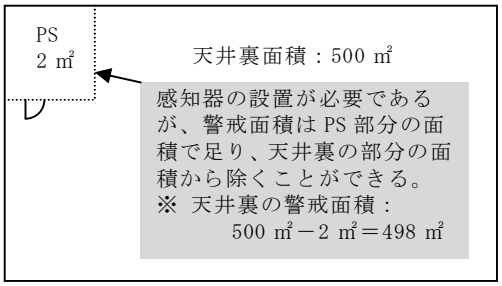

耐火構造等以外の例

◇ケ平成26年1月1日追加

コ　風除室（可燃物がないものに限る。）

サ　地下ピット部分（免震ピット等特別な手段によらず点検ができる高さ1.8m程度の空間を有し、かつ、出火の可能性がある電気機器、照明器具等（以下「出火可能性機器」という。）があるものは除く。なお、この場合において、感知器は出火可能性機器による火災を有効に警戒できるように設置することで足りるものであること。）

◇コ平成24年1月1日追加

シ　可燃物等の物品が無い4㎡未満のエアシャワー室　　◇シ平成26年1月1日追加

(9) 防火戸及び排煙窓等の作動用に設ける煙感知器は、自動火災報知設備の機能に支障がない場合において自動火災報知設備の感知器と兼用できるものであること。　◇(9)平成25年1月1日追加

(10) 規則第25条第3項第4号の規定により、火災通報装置が直接通報となっている自動火災報知設備については、感知器が作動した場合に、当該感知器を早期に特定できるR型受信機又は自己保持機能付き感知器等の設置を推奨すること。

◇(10)平成27年1月1日追加

●3　中継機

(1) アドレスを付加するために感知機の上部に設けるものを除き、点検に便利な不燃で区画された場所又は金属製や難燃性の箱に収める等防火上有効な措置を講ずること。

(2) 裸火等を用いる火気使用設備から5m以上離すこと。ただし、熱による影響を受けないよう措置した場合は、この限りでない。

●4　蓄積機能

蓄積式受信機及び同中継機に感知器を接続する場合は、1警戒区域ごとに次によること。

(1) 接続する感知器の公称蓄積時間と当該中継器に設定された蓄積時間及び受信機の蓄積時間の合計の最大時間（接続する感知器の種類によって当該中継器等の蓄積時間が異なるものにあっては、その合計の最大となるもの。以下同様。）は、60秒を超えないこと。

(2) 煙感知器以外の感知器を接続する場合にあっては、上記の最大時間が20秒を超えないこと。

●5　発信機

(1) T型発信機は、施行令第24条第4項第2号の起動装置とみなすことができる。

(2) 50㎡以下の小規模な階（特定1階段となる防火対象物は除く。）で上階及び下階又はそのいずれかの階の発信機までの歩行距離が25m以下である場合は令32条により当該階の発信機を省略することができる。　　◇(2)平成25年1月1日追加

●6　音響装置

(1) 設置場所等

ア　受信機の設置場所と宿直室等が異なる場合は、宿直室等に副受信機又は音響装置を設けること。

イ　ダンスホール、カラオケ店及びその他類するもの（パチンコ店、ライブハウス等）で、通常の使

用状態において警報音が聞き取りにくいと予想される場所に音響装置を設ける場合は、次のいずれかによること。

◇イ平成 24 年１月１日改訂

(ｱ) 予想される暗騒音よりも概ね 6dB 以上大きい音圧を確保すること。

(ｲ) 火災信号の入力により、暗騒音の発生源となる機器の電源を自動で遮断する措置をとること。

(ｳ) 自動火災報知設備の作動状況を監視できる位置で、火災信号の入力により、暗騒音の発生源となる機器の電源を手動で遮断できる操作員を配置すること。

ウ　(2)項二（個室ビデオ店等）以外であっても、音楽教室や貸音楽室等遮音性が高く、かつ、小さな区画に分かれ、通常の使用状態において警報音が聞き取りにくいと予想される場所に音響装置を設ける場合は、個室ごとに音響装置を設けるとともに前号イ(ｲ)の措置をとること。

◇ウ平成 24 年１月１日改訂

(2) 施行令第 24 条第２項に基づき放送設備を設置した場合は、地区音響装置を設けないことができるが、その際は、自動火災報知設備の作動と連動して自動で放送設備が起動する必要があること。

(3) 施行令第 24 条第２項に基づく放送設備が起動したときには、自動火災報知設備の音響装置は、自動で停止すること。

(4) 遮音性の高い耐火造の共同住宅においては、ベランダ側にも３階層以内ごとに１個以上のベルを設けること。　◇(4)平成２５年１月１日追加

(5) 50 ㎡以下の小規模な階（特定１階段となる防火対象物は除く。）で上階及び下階又はそのいずれかの階の音響装置により有効に報知できる場合は令第 32 条）により当該階の音響装置を省略することができる。　◇(5)平成２５年１月１日追加

●７　区分鳴動方式

区分鳴動は、規則第 24 条第５の２号の規定によるほか次によること。

(1) 新たな火災信号として次の信号を受信したときは、タイムアウト時間内であっても自動で全館鳴動に切り替わるものとすること。

ア　第１報の感知器と異なる感知区域の感知器の信号

イ　アナログ式自動火災報知設備で、火災信号を個別に段階的に識別できるものについては、第１報の感知器以外の感知器からの火災表示すべき煙濃度又は温度の信号

ウ　発信機からの信号

(2) 第１報の感知器が作動し、次号による警報が鳴動してから前号による新たな信号の受信がない場合でも、用途、規模及び管理状態により原則として最小２分、最大でも５分を経過したら自動で全館鳴動に切り替わるものとすること。

(3) 区分鳴動の鳴動区分は、次例を参考にすること。

ア　通常の場合

3F	○				
2F	◎	○			
1F		◎	○	△	△
B1F		○	◎	○	○
B2F		○	○	◎	○
B3F		○	○	○	◎

GL

◎：出火階
○：第１報同時鳴動階
△：第１報同時鳴動を推奨する階

イ　階段室の感知器が作動したときは、全館鳴動とすること。

ウ　１の階の床面積が概ね 10,000 ㎡を超える防火対象物にあっては、防火区画（階段室を含むこと。）を境界として水平方向についても 3,000 ㎡以上の面積で区画して区分鳴動とすることができる。その際には、次の例を参考にすること。

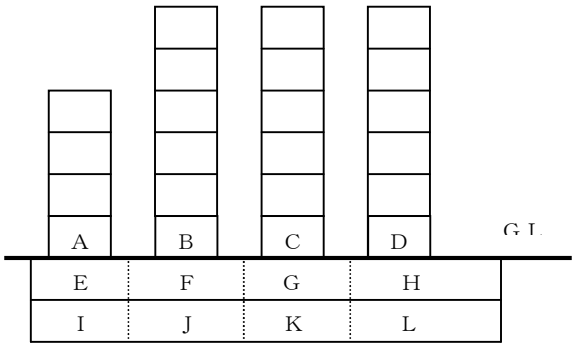

出火階	同一鳴動区域
A	A、E、I
B	B、F、J
C	C、G、K
D	D、H、L
E又はI	A、E、F、I、J
F又はJ	B、E、F、G、I、J、K
G又はK	C、F、G、H、J、K、L
H又はL	D、G、H、K、L

※　２階以上の階にあっては、棟ごとに規模・用途等に応じて鳴動方式を設定すること。

●８　警戒区域図

警戒区域図を受信機の直近の見やすい位置に設けること。ただし、アドレス付きの感知器により、受信機等の表示部で容易に発災場所が特定できるもの及び受信機の表示部が警戒区域図となっている場合は、この限りでない。

●９　付属品

次の付属品を備えておくこと。

(1) 予備電球等
(2) 予備ヒューズ
(3) 取扱説明書
(4) 受信機回路図
(5) 予備品交換に必要な特殊工具等
(6) ８警戒区域以上の受信機にあっては、共通線一覧表

●10　特定小規模施設用自動火災報知設備

平成20年総務省令第156号第3条第2項第2号に規定する感知器設置場所の取扱いは次のとおりとする。

(1) 居室とは、居住、執務、作業、集会、娯楽等の目的で継続的に使用される部屋をいい、事務室、会議室、調理室、食堂、診察室、リハビリ室、作業室、汚物処理室、洗濯室、浴室（継続して使用するものに限り、一時的に使用するものや住宅部分及び個室に設けるものは除く。）、宿直室、カラオケ室、遊戯室、談話室、相談室、個室等が該当するが、玄関、廊下、階段室、エレベーター室、パイプシャフト、ダムウエーター、便所、洗面所、脱衣室、湯沸し室、車庫、更衣室等は含まれない。

◇(1)平成 27 年１月１日追加

(2) 収納室とは、納戸、物置、リネン室、掃除用具室に類するものが該当する。

(3) 倉庫、機械室その他これらに類する室とは、電気室、ボイラー室、空調機械室、ポンプ室、エレベー

ター機械室、乾燥室、教材室に類するものが該当する。

◇●10 平成 24 年 1 月 1 日追加

◆　通知

○　押入れ等の感知器の設置指導について

平成 7 年 12 月 27 日新消指第 1142 号
消防局予防課長通知

自動火災報知設備の設置については、消防法施行令第 21 条及び消防法施行規則第 23 条により指導しているところですが、押入れ等の感知器の設置について、今後、下記のとおり指導することとしたので通知します。

記

1　設置基準

(1) 押入れ等とは、押入れ、クローゼット、物入れ（地袋、天袋含む。）、ボトル棚等をいう。

(2) 押入れ等は、原則として居室と異なる感知区域とすること。

(3) 感知器は、原則として押入れ等の上段部分に設置すること。

(4) 水平断面積が 1 ㎡未満の押入れ等については、感知器を設置しないことができる。

なお、押入れ等が連続して設けられているものであっても、区画されている場合は、それぞれ別の押入れ等とみなす。

(5) 地袋のみのものについては、感知器を設置しないことができる。

2　その他

この設置指導は、平成 8 年 1 月 1 日から運用するものとする。なお、既存の防火対象物又は現に工事中のものについては適用しない。

○　感知器の選択基準に関する運用について

平成 9 年 4 月 23 日新消指第 118 号
消防局予防課長通知

感知器の取付け面の高さが 15m以上 20m未満の場所は、消防法施行規則第 23 条第 5 項第 4 号により煙感知器又は炎感知器を設けることとされているが、「自動火災報知設備の感知器の設置に関する選択基準」（平成 3 年 12 月 6 日付け消防予第 240 号消防庁予防課長通知別表第 2 により、作動式分布型感知器（熱電対式）を選択する場合は、下記により設置することとしたので通知します。

記

作動式分布型（熱電対式）を特殊な場所に設置する場合は、空気管の設計に準じて感知区域を設定（自動火災報知設備工事基準書社団法人日本火災報知機工業会発行）することから、「感知器の選択基準に関する運用について」（昭和 59 年 3 月 1 日付け消防予第 3 号消防庁予防救急課長通知）に準じて次のように設置する。

区分	感知器取付け面の高さ	床面積（A）	設置個数（B）	床面積が（A）を超えるとき	
耐火構造	15m以上20m未満	58 ㎡以下	4 個以上	14 ㎡増すごとに	（B）に1個を加えた個数以上
その他の構造		48 ㎡以下	4 個以上	12 ㎡増すごとに	

○　消防法施行規則の一部改正による消防用設備等の取扱いについて

平成 16 年 2 月 25 日新消指第 2020 号
消防局予防課長通知

このことについて、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成 15 年総務省令第 90 号。以下「改正省令」という。）により特定 1 階段等防火対象物の自動火災報知設備等の基準が改正されました。

この改正省令により、平成 15 年 10 月 1 日以降既存対象物においても平成 17 年 10 月 1 日（規則第 27 条第 1 項 1 号（特定 1 階段対象物に係る避難器具の規定）については、平成 18 年 10 月 1 日）までに改正省令に適合させる必要がありますが、その改正による規程の取扱いについて下記のとおり定めたので通知します。

記

1　自動火災報知設備への特例の適用

(1) 特定 1 階段等防火対象物で、避難階以外の階が次のアからウに掲げる条件のいずれかに該当する場合は、改正省令第 23 条第 4 項第 7 号へのうち特定 1 階段等防火対象物に係る部分の規定（階段及び傾斜路の感知器）及び第 24 条第 1 項第 2 号ハの規定（地区音響装置の再鳴動機能）については、令第 32 条を適用し、従前の規定によることができるものとする。

ア　居室以外の部分（機械室、倉庫等）であって、不特定多数の者の出入りがないもの。

イ　実態上の用途が特定以外の用途に供される部分であって、「令別表第一に掲げる防火対象物の取扱について」（昭和 50 年消防予第 41 号及び消防安第 41 号。以下「41 号通知」という。）1、(2)により、主たる用途に供される従属的な部分を構成すると認められる部分とされたため、当該部分が特定用途に供される部分として取扱われているもの。

ウ　一般住宅の用途に供される部分であって、41 号通知 2、(2)により、防火対象物全体が単独の特定用途に供される防火対象物として取り扱われることとされたため、当該一般住宅の用途に供される部分が特定用途に供される部分として取扱われているもの。

(2) 上記(1)以外の特定 1 階段等防火対象物で、地区音響装置の再鳴動機能がついていない受信機であっても、経過措置期間内に次の各号の措置をしたものについては、改正省令第 24 条第 1 項第 2 号ハの規定（地区音響装置の再鳴動機能）については、令第 32 条を適用して、従前の規定によることができるものとする。

ア　受信機の操作部に、容易にいたずらをされない措置（音響スイッチ操作部を透明アクリル板によりカバーすることや、全体を透明保護ケースに収納する等の措置、別図参照）がされていること。

イ　消防計画に、当該受信機の誤報等による発報時の対応が規定されていること。

ウ　他に消防法令及び新潟市火災予防条例に係る違反事項がないこと。

(3) 上記(1)及び(2)の特例の適用については、関係者に「特例申請」により、経緯を明らかにしておくこと。

(4) 上記(2)の措置に際しての受信機の改造は、消防設備士による軽微な工事とし、着工届は不要であるが、設置届は必要であること。なお、特例基準適用申請書には、改造工事に関する設計図書等を添付させ、機能上支障がないか確認をすること。

(5) 再鳴動機能付受信機かどうかの判定は、別紙（省略）の再鳴動機能付受信機型式リストを参考にすること。

2　省略

3　省略

別図

受信機の操作部が容易にいたずらされない措置例
例 1

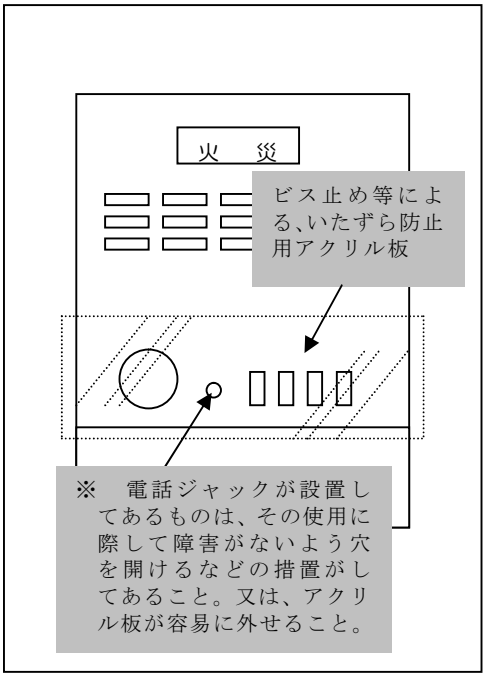

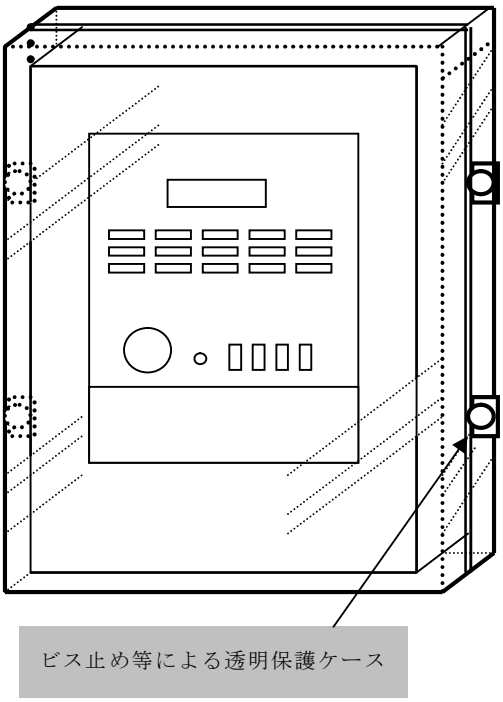

○　便所における自動火災報知設備の感知器について

平成 19 年 4 月 23 日新消指第 97 号
消防局設備保安課長通知

自動火災報知設備の設置義務を有する防火対象物の便所の感知器については、平成 7 年 6 月 15 日付け新消指第 332 号により設置指導をしてきたところですが、今般、平成 19 年 4 月 17 日付けで「温水洗浄便座からの発煙・発火事故」が報道発表され、また、市内においても 2 件の事例が報告されていることに鑑み、便所の感知器について下記により指導することとしたので通知します。

記

1　設置基準について

便所については感知器の設置を要しない場所であるが、ヒーターを内蔵した機器が設置されている場合は感知器の設置を指導するものとする。

また、便所に付随した洗面所に温水器、ガラス曇り防止機器等のヒーターを設置した場所も同様とする。

2　運用

この指導基準は平成 19 年 4 月 23 日から運用するものとする。

3　その他

この指導は自動火災報知設備の着工届出時や改修工事等にあわせて行うものとする。

○　小規模な特定複合用途防火対象物に対する特例の適用改正について

平成 23 年 8 月 2 日新消設第 100 号
設備保安課長通知

平成14年8月2日付け消防予第227号改正令により消防法施行令（以下「施行令」という。）別表1に掲げる（16）項イの防火対象物で延べ面積300㎡以上の全てに自動火災報知設備が義務付けられたことに伴い、従前はこの改正規定が適用される小規模で比較的火災危険性が低いと認められる防火対象物（以下「小規模複合用途対象物」という。）のうち一定の要件を満たした場合には、令32条の規定を適用し、自動火災報知設備を設置しないことを認めてきたところです。

しかしながら、全ての一般住宅にも住宅用火災警報器が義務付けられるとともに、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備として比較的経済的負担の少ない特定小規模施設用自動火災報知設備に係る設置及び維持に関する技術上の基準（平成20年12月26日総務省令第156号、以下「特定小規模省令」という。）が示されたことや、無線連動型住宅用火災警報器が開発されたことなどから、新たに小規模複合用途対象物の自動火災報知設備に係わる令32条の規定を適用する場合の運用について下記のとおりとしましたので通知します。

記

1　特例適用対象物

施行令第21条第1項第3号に掲げる防火対象物のうち、施行令別表第1（16）項イに掲げる防火対象物で、次の(1)及び(2)に掲げる条件に全て該当するもの

(1) 延べ面積が500㎡未満

(2) 施行令別表第 1（1）項から（2）項ハ、(3) 項イから（4）項まで、(5) 項イ、(6) 項イ、(6) 項ハ又は (9) 項イに掲げる防火対象物の用途（以下「特定用途」という。）に供される部分が、次のアからウに掲げる条件の全てに適合すること。

ア　特定用途に供される部分の存する階は、避難階（建築基準法の規定による避難階。以下同じ。）であり、かつ、無窓階以外の階であること。

イ　特定用途に供される部分の床面積の合計は、150 ㎡未満であること。

ウ　すべての特定用途に供される部分から主要な避難口に容易に到達できること。

2　適用条件

(1) 特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模省令に従い設置すること。

(2) 避難階にのみ施行令別表第1に掲げる防火対象物が存し、その他の部分が一般住宅であるものにあっては特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模省令に従い設置又は連動型住宅用火災警報器を設置すること。

(3) 上記(2)において連動型住宅用火災警報器を設置する場合は、次によること。

ア　施行令別表1に掲げる防火対象物部分の連動型住宅用火災警報器の設置場所に関しては特定小規模省令により設置すること。

イ　住宅部分の連動型住宅用火災警報器の設置は新潟市火災予防条例の規定により設置すれば足りるものであること。

ウ　消防用設備等の点検報告は要しないものであるが、設置後10年以内の取替えを徹底すること。

3　その他

(1) この適用に当たっては特例適用申請書を提出させること。

(2) この通知以前に特例を受けている既存の小規模複合用途対象物については、努めて特定小規模施設用自動火災報知設備又は連動型住宅用火災警報器の設置を指導すること。

(3) 新潟市消防局消防用設備等運用指針「2 特殊な防火対象物●7小規模な複合用途防火対象物」は廃止する。

(4) この規定は、通知の日から適用する。

■　Q＆A

（押入れの感知器について）

Q　地階、無窓階で煙感知器を設置しなければならない防火対象物では押入れの中も煙感知器としなければならないか。

A　綿くず、布団くず等で誤報のおそれもあることから熱感知器とされたい。

（昭和 57 年 1 月 28 日県消防防災課回答）

（消防法施行規則第 24 条第 5 号ハの解釈について）

Q　消防法施行規則第 24 条第 5 号ハの解釈について、「地階を除く階数が 5 以上で延べ面積が 3000 ㎡を超える防火対象物である。」（昭和 45 年 7 月 24 日消防予第 153 号）の旨の回答がなされているが、下図についての場合は該当するか否か。

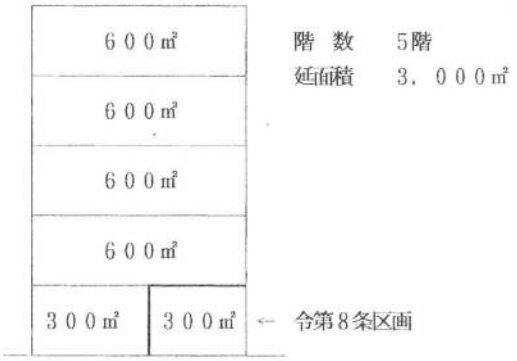

A　該当しない。

令第 8 条の区画された部分については、その面積を減じて判定してよい。

（昭和 57 年 12 月 4 日県消防防災課回答）

（自動火災報知設備の発信機について）

Q　P型2級受信機を設置していた防火対象物が増築等によりＰ型 1 級受信機に取替えた場合、発信機についてもＰ型 1 級の発信機のものとしなければならないか。

A　「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令」（昭和 56 年 6 月 20 日自治省令第 17 号）及び二「受信機に係る技術上の規格を定める省令」（昭和 56 年 6 月 20 日自治省令第 19 号）によりＰ型 1 級受信機には、その機能を有効に発揮させるためＰ型 1 級の発信機とするべきである。

従って、防火対象物でＰ型 2 級受信機からＰ型 1 級の受信機を設置した場合、用途に関係なくＰ型 1 級の発信機としなければならない。

（昭和 57 年 12 月 20 日県消防防災課回答）

（自動火災報知設備の設置規制について）

Q　消防法施行令第 21 条第 1 項第 8 号の基準による自動火災報知設備の設置規制について、下図のような場合どのような設置規制とすべきか。

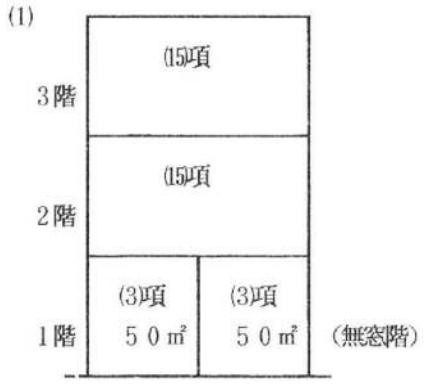

A　当該用途に供される部分の床面積の合計が 100 ㎡以上となるので、1 階部分について設置することになる。

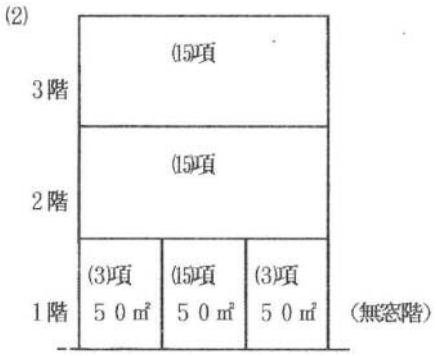

A　上記の回答による。

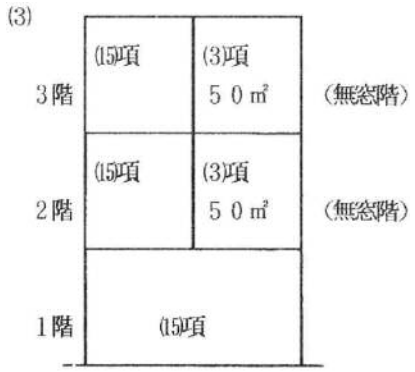

A　階規制となるので、この場合は設置義務はない。

（昭和 58 年 7 月 13 日県消防防災課回答）

◇　自動火災報知設備